

TPPにおける関税交渉の結果

平成27年10月20日

内閣官房TPP政府対策本部

TPP交渉参加各国の関税撤廃率

国	日本	米国	カナダ	豪州	NZ	シンガポール
品目数ベース	95%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	95%	100%	100%	100%	100%	100%

国	メキシコ	チリ	ペルー	マレーシア	ベトナム	ブルネイ
品目数ベース	99%	100%	99%	100%	100%	100%
貿易額ベース	99%	100%	100%	100%	100%	100%

(参考)日本の直近のEPA(日豪EPA)における関税撤廃率:89%

(注)NZ、シンガポール、ブルネイについては、全ての品目について関税撤廃。

農林水産品※¹の日本以外の国の関税撤廃等の状況(対日)

	GDP※ ² (十億ドル)	ライン数	即時撤廃※ ³	2～11年目まで※ ⁴ 撤廃	12年目以降 撤廃	非撤廃 (TRQ・削減等)
米国	16,663	2058	55.5%	37.8%	5.5%	1.2%
カナダ	1,839	1566	86.2%	7.9%	0.0%	5.9%
豪州	1,497	941	99.5%	0.5%	0.0%	0.0%
メキシコ	1,262	1387	74.1%	17.2%	5.1%	3.6%
マレーシア	323	3324	96.7%	1.2%	1.7%	0.4%
シンガポール	302	1400	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
チリ	277	1634	96.3%	3.2%	0.0%	0.5%
ペルー	202	1155	82.1%	11.9%	2.0%	4.0%
NZ	185	1287	97.7%	2.3%	0.0%	0.0%
ベトナム	171	1431	42.6%	52.3%	4.5%	0.6%
ブルネイ	18	1400	98.6%	1.4%	0.0%	0.0%
11カ国平均	—	—	84.5%	12.3%	1.7%	1.5%
(参考)日本	4,920	2328	51.3%	27.5%	2.2%	19.0%

※¹: 日本以外の国の農林水産品については、国際的な商品分類(HS2007)において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない(日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)。

※²: 2013年(出典: IMF)

※³: 即時撤廃には既に無税の物品を含む。

※⁴: 日本の既存EPAの自由化率は11年目までに撤廃されるライン数の割合とされているため、11年目までで区分。

TPPにおける農林水産物の関税の取扱い

	総ライン数	関税を残すライン	備考
全品目	9,018	443	
うち農林水産物	2,328	443	
うち関税撤廃したことがないもの	834	439	
うち重要5品目 (米、麦、甘味資源作物、 乳製品、牛肉・豚肉)	586	412	
うち重要5品目以外 (特産畑作物、果樹・野菜、 鶏肉、林産物、水産物 等)	248	27	雑豆、こんにゃく、しいたけ、 海藻等
うち関税撤廃したことがあるもの	1,494	4	ひじき・わかめ

日本の輸出関心農林水産品目に関する大筋合意の概要

■ 日本の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得

- 米国向け牛肉については、現行の米国向け輸出実績の20～40倍に相当する数量の無税枠を獲得
 - 米国（現行関税割当：日本向け枠200トン、枠内税率4.4セント/kg（1～2%に相当、枠外税率26.4%）：
 - ・15年で枠外税率撤廃
 - ・日本向け無税枠3,000トン（当初）→6,250トン（最終年）（2014年の実績160トン）
 - カナダ（現行26.5%）：6年撤廃
 - メキシコ（現行20～25%）：10年撤廃
- 近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚、冷凍魚について、即時の関税撤廃を獲得
 - ベトナム（現行11～15%）：即時撤廃

相手国及び日本の工業製品の即時撤廃率及び関税撤廃率

1. 相手国側

◆ TPP11カ国全体

- 即時撤廃率:(品目数ベース)86.9%、(貿易額ベース)76.6%
- 関税撤廃率:(品目数ベース)99.9%、(貿易額ベース)99.9%

◆ 各国別

国名	即時撤廃率		関税撤廃率	
	品目数ベース	貿易額ベース	品目数ベース	貿易額ベース
米国	90.9%	67.4%	100%	100%
カナダ	96.9%	68.4%	100%	100%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100%	100%
豪州	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ブルネイ	90.6%	96.4%	100%	100%
チリ	94.7%	98.9%	100%	100%
マレーシア	78.8%	77.3%	100%	100%
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
ペルー	80.2%	98.2%	100%	100%
シンガポール	100%	100%	100%	100%
ベトナム	70.2%	72.1%	100%	100%

2. 日本側

◆ TPP11カ国全体

- 即時撤廃率:(品目数ベース)95.3%、(貿易額ベース)99.1%
- 関税撤廃率:(品目数ベース)100%、(貿易額ベース)100%

※少数点第二位を四捨五入。但し、99.9%以上100%未満については、少数点第二位を切り捨て。

※即時撤廃率、関税撤廃率の算出にあたり、「品目数ベース」の数値については各国の2010年1月時点の国内細分に基づき計算、「貿易額ベース」の数値については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。

日本の工業製品関税(経済産業省関連分)に関する大筋合意結果の概要

品目名	譲許内容	具体的品目	基準税率 (注:有税品目)
工業用 アルコール	8年目撤廃	変性アルコール	27.2%, 38.1円/ℓ
	11年目撤廃	エチルアルコール	10%
石油	即時撤廃	軽油・重油・灯油等ほぼ全て	0～7.9%, 1,229円/kℓ 等
	11年目撤廃	一部の揮発油(自動車用)	1,056円/kℓ
化学	即時撤廃	プラスチック原料 有機化学品、無機化学品 等	1.6～6.5%
皮革・ 履物	11年目撤廃	革製かばん、ハンドバック 革靴(関税割当品目)等	8～16% 1次17.3%～24% 2次30%又は4,300円/足高い方
	16年目撤廃	毛皮、野球用グローブ等 ゼラチン、にかわ	12.5～30% 17%
繊維・ 繊維製品	即時撤廃	繊維・繊維製品ほぼ全て	生地: 1.9～14.2%、 衣類: 4.4～13.4%
	11年目撤廃	一部の衣類 (化合繊維製オーバーコート等)	7.4～12.8%
非鉄金属	11年目撤廃 ※銅、亜鉛、鉛の一部は即時撤廃 ※フェロアロイ、ニッケルは、対米、加、 NZ、豪のみ11年目撤廃。他国は即時撤廃	銅、亜鉛、鉛	銅: 3%又は15円/kg低い方 等 亜鉛: 4.3円/kg等 鉛: 2.7円/kg
		フェロアロイ、ニッケル	フェロアロイ: 2.5%～6.3% ニッケル: 3% 等

※フェロアロイ、ニッケルを除き、各品目の譲許内容は11カ国共通。

酒類、たばこ、塩の主な交渉結果

1. 日本の主な譲許内容

<酒類>

- ・ボトルワイン : 8年目に関税撤廃
- ・清酒、焼酎 : 11年目に関税撤廃

<たばこ>

- ・紙巻たばこ : 協定税率として無税（現在は、暫定税率で無税）
- ・葉巻たばこ : 11年目に関税撤廃

<塩>

- ・精製塩 : 11年目に関税撤廃

2. 酒類の輸出に係る外国の譲許内容

全参加国において、関税撤廃

例えば、

- ・米国 : 清酒の関税を協定発効時に撤廃
- ・カナダ : 清酒・焼酎の関税を協定発効時に撤廃

3. その他（非関税障壁の撤廃等）

- ・米国における蒸留酒の容器容量規制の改正
蒸留酒（焼酎・ウイスキー等）の容量は、750ml等に限定されているが、この規制改正に向けた手続を進めることに合意。改正されれば、4合瓶（720ml）等でそのまま米国に輸出することが可能となる見込み。
- ・米国における日本産酒類の地理的表示の保護
日本が地理的表示制度で指定している酒類（指定を検討中の「日本酒」を含む。）と、米国における特産酒類（バーボン等）を、日米両国が適切に保護するための手続を進めることに合意。